

近現代日本と宗教法人

林, 義大

<https://hdl.handle.net/2324/7363543>

出版情報 : Kyushu University, 2024, 博士 (文学), 課程博士

バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)



氏 名 : 林 義 大

論 文 名 : 近現代日本と宗教法人

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

〔研究の目的〕 本研究では、近現代日本において宗教法人がいかなる存在であったかを明らかにする。明治の旧民法・民法による法人制度の導入から始め、昭和 14（1939）年の宗教団体法による宗教法人の成立を経て、戦後占領期の宗教団体法廃止と宗教法人令、宗教法人法の制定に至るまで、政府や宗教団体が宗教法人制度に見出した機能や役割を検討する。宗教法人制度が政府と宗教団体の結節点であるとの観点から、近現代日本における行政と宗教団体の関わりを描出する試みである。

〔第 1 章〕 旧民法、明治民法における法人制度では、祭祀・宗教に関する団体は、社会・公益に大きな影響を与える存在とみなされた。団体を権利主体として、活動の利便性を向上させる一方で、そうした団体が社会・公益に及ぼす影響の大きさから、法人化という所定の手続を踏ませて行政の目を介させた。この意味で、法人制度には、団体を選別する機能が見出されたと指摘できた。

〔第 2 章〕 宗教団体を法人化する特別法として、明治 32（1899）に宗教法案が提出された。加えて、条約改正にともなう内地雑居、キリスト教の拡大という新たな局面の中、仏教は公認教運動の中で宗派・寺院の公法人化を、外務省は諸外国の宗教行政に倣って宗教団体の法人化を主張した。法人制度の選別機能を土台として、法人（公法人）化は政府による「保護」「公認」と読み替えられた。

〔第 3 章〕 こうした宗教団体についての動向とは違い、神社に関する法案は最後まで提出されることはなかった。それにも関わらず、神社は少なくとも昭和 14 年宗教団体法審議の頃には、公法人的であるとの認識があった。明治期以降、法学者らは、神社が法人格を有する営造物であるという共通認識の中で、私法人的な側面を残しつつ、公法人的な存在へと収斂させていった。法人化の法的根拠を持たない神社が、法人的な扱いを受けた背景について、神社明細帳の存在を指摘した。神社明細帳への登録は、神社という団体が行政の目に触れることを意味する。宗教団体の法人化にあたって必要な登記を代替するという意味で、宗教法人制度の選別機能が見出されたという本研究の主張を裏付けてくれるのである。

〔第4章〕 「淫祠邪教」の問題が起こっていたこともあり、昭和2年宗教法案、昭和4年宗教団体法案では、「取締」が前面へと押し出されるようになった。宗教団体の法人化の目的は、民法制定時の「権利義務の明確化」による活動の利便性向上へと回帰し、「取締」は法人制度ではなく、より直接的な規定によって代替された。昭和初期の二法案は廃案になったが、ただ昭和14年の宗教団体法による宗教法人、つまり社団的かつ財団的で、信仰を中心とする特殊法人につながる認識が、この頃から形成されたことは重要である。

〔第5章〕 昭和14年に宗教団体法が成立し、宗教法人制度はようやく成立した。戦時下において宗教団体を動員したい政府は、宗教法人制度に再度、選別機能による「公認」という役割を見出した。国家との関わりを示し信用を担保するものとして法人制度を利用したのである。

この宗教団体法は先行研究が語るほど容易に成立したものではなく、破産による解散を主な争点として、宗教団体側は宗教法人の、宗教としての伝統や特質を尊重するように求めた。結果、宗教法人は、そうした宗教団体側の要求を最大限に斟酌し、それまでの法人とは一線を画す特殊法人として成立した。

〔第6章〕 宗教団体法の運用実態と、施行下の宗教団体の動向を検討した。いわゆる「新体制」の中、合同に邁進したものもあれば独立を保ったものもあったし、法人化についても、制定過程で政府が期待したようには進まなかった。合同・法人化について、各宗教団体は内部の財政や世間的な評価など、自らの置かれた状況に応じて主体的な判断を下した。日中戦争という戦時統制下において政府に盲従したという従来語られてきたイメージとは大きく異なり、各宗教団体が宗教としてのあり方を追求する様子が指摘できる。

〔第7章〕 占領期、GHQの宗教政策は「信教の自由」「政教分離」を基軸としていた。その中で宗教団体法はそれらの理念に反するとして廃止された。これはGHQにとっては戦前からの脱却という意味を持っていた。こうして制定された宗教法人令では宗教法人の氾濫や、特に仏教界の分派独立の頻発が問題とされた。これに対する、宗教法人の設立に一定の基準や行政手続を介させようという声は、宗教法人に再度、団体の選別という機能が見出したものと言えよう。加えて法人化によって宗教団体内部の統制に利用する、あるいは国との関係を対外的に明らかにするという思惑が見られたことは、宗教団体側の意識として、宗教団体法的な法人観念が生きていたことを物語っている。その後、宗教法人法をめぐるCIEと宗教団体との会談では、神職や仏教団体から社団的かつ財団的な信仰を中心とする特殊法人という、宗教団体法によって成立した法人と同様の性質とすることが強く求められた。戦後の宗教法人は、宗教団体法に至る過程で形成された法人観念を色濃く残していた。

〔結論〕 本研究は、次の3点を指摘した。(1) 法人制度には団体の選別という機能や団体の公認という役割が見出されたこと。(2) それによって、法人制度は政府との距離を示す尺度と見なされ、これを介して政府と宗教団体は相互に利用しあう関係となったこと。(3) 法人としての性質や選別機能に加え、法人は政府との距離を示す尺度（公認）といった意識は戦後も継承されており、宗教法人制度の観点からは戦前から戦後は連続していること。